

○泉佐野市田尻町清掃施設組合公平委員会設置条例

昭和 40 年 7 月 26 日

泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 4 号

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 7 条第 3 項の規定に基づき、組合に公平委員会を設置する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 7 年 10 月 23 日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。